

倉吉市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 倉吉市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年度 (33年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	32.6人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	天神浄化センターへ接続
処 理 区 数	15処理分区域(倉吉第1処理分區、倉吉第2処理分區、西倉吉第1処理分區、西倉吉第2処理分區、上井第1処理分區、上井第2処理分區、上井第3処理分區、上井第4処理分區、上井第5処理分區、中江処理分區、小鴨処理分區、国府処理分區、上小鴨処理分區、耳処理分區、若土処理分區)		
処 理 場 数	0箇所(天神浄化センターへ接続)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料(月額) ~10m ³ 1,100円 超過使用料(月額1m ³ につき) 11m ³ ~20m ³ 183円 21m ³ ~50m ³ 194円 51m ³ ~100m ³ 207円 101m ³ ~250m ³ 229円 251m ³ ~1,000m ³ 240円 1,001m ³ ~ 251円			
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料(月額) ~10m ³ 1,100円 超過使用料(月額1m ³ につき) 11m ³ ~20m ³ 183円 21m ³ ~50m ³ 194円 51m ³ ~100m ³ 207円 101m ³ ~250m ³ 229円 251m ³ ~1,000m ³ 240円 1,001m ³ ~ 251円			
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	浴場汚水(公衆浴場等):排除汚水量1m ³ あたり 55円 温泉排水:排除汚水量1m ³ あたり 116円			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,076 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,743 円	
	平成26年度 3,164 円		平成26年度 3,809 円	
	平成27年度 3,164 円		平成27年度 3,828 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定所属職員 5人 資本勘定所属職員 5人 計 10人
事業運営組織	平成32年度において、水道部局との統合を予定している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ施設保守管理業務、上井雨水排水ポンプ場運転及び維持管理業務等を委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	該当なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>平成27年度決算数値から策定し、平成28年度に公表した、「経営比較分析表」を添付している。 この経営比較分析表を活用することにより、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。</p>

経営比較分析表

鳥取県 倉吉市

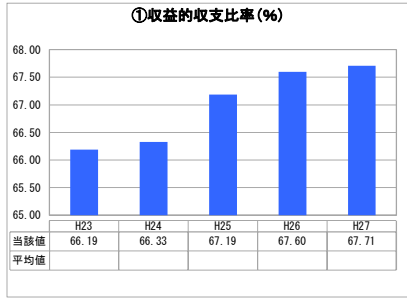
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	71.48	102.44	3,164

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
48,889	272.06	179.70
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
34,781	10.67	3,259.70

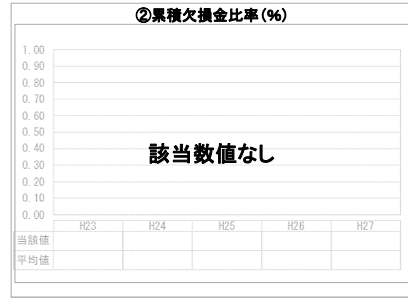
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

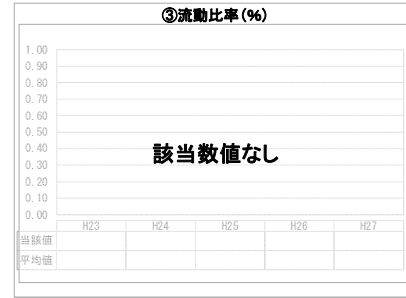
1. 経営の健全性・効率性



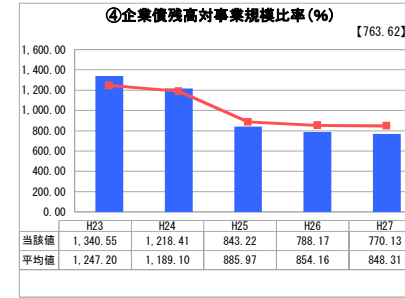
「単年度の収支」



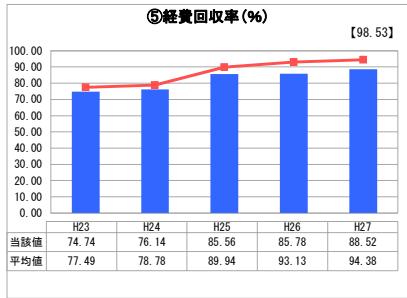
「累積欠損」



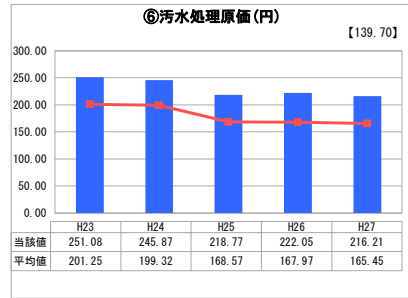
「支払能力」



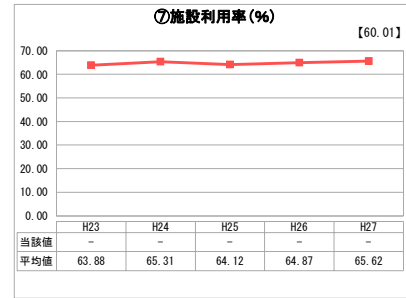
「債務残高」



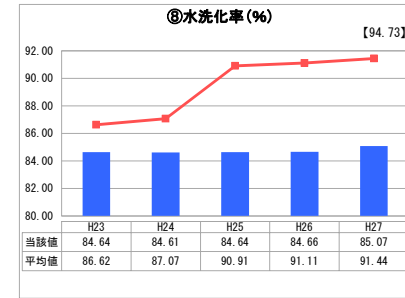
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

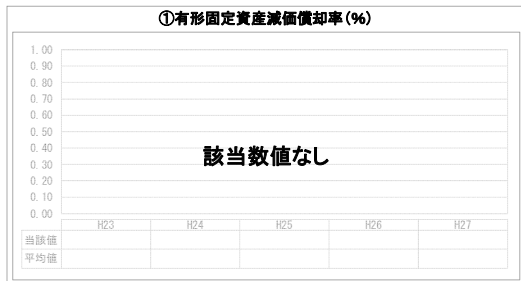


「施設の効率性」

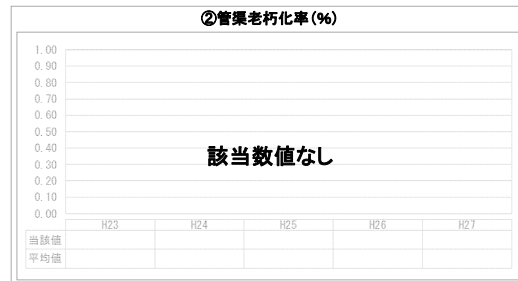


「使用料対象の捕捉」

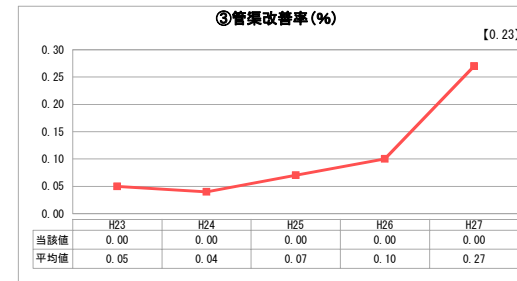
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

◎収益的収支比率
主に利息償還金の減に伴う基準内繰入額の減により総収益が前年比でマイナスとなったが、元金を含めた償還額の減少幅が大きく、比率が改善した。元金償還額は今後も遞減するため、今後も改善傾向が続くと見込む。

◎企業債残高対事業規模比率
下水道整備に係る起債償還のピークを越え、また毎年度の企業債借入額は償還額を超えないことを基本としているため、元利償還金は遞減を予定する。類似団体よりも比率は良好と思われるが、管渠更新時期を間もなく迎えるため、今後、緊急性等を考慮し、過剰投資とならないよう検討が必要。

◎汚水処理原価・経費回収
汚水処理原価が類似団体より高いため、結果として経費回収率が類似団体より低くなっている。汚水処理原価を構成する費用のうち、起債元利償還額は遞減を見込むが、汚水維持管理費は修繕費や光熱水費などの必要経費であり、大幅な削減は困難な状況である。引続き、コスト意識を持った経営によるの経費削減を図る必要がある。

◎水洗化率
下水道未接続世帯の多くは高齢者単独世帯であり、今後の大幅な新規利用者数の増は見込めない。また、近年の節水傾向による有収水量の減及び今後の人口減に伴う料金収入の減は避けられない状況にある。

2. 老朽化の状況について

これまで、管渠破損の際には細かな補修に対応してきたが、昭和後半に整備した管渠が間もなく耐用年数を迎えるため、計画的な更新事業の検討が必要である。

管渠更新にあたっては、老朽化の状況を正確に把握するため、現在作成中の固定資産台帳も活用していくこととする。

全体総括

下水道使用料の減は避けられない状況の中、10年後には到来する管渠の耐用年数経過に伴う更新事業、近年多発する集中豪雨等への対策事業等、多額の投資が必要となることが予想される。過度な投資とならないよう、十分に検討するとともに、維持管理経費の削減に努めることが必要であるが、下水道使用料の改訂による財源確保も避けられない課題である。

収入・支出のバランスがとれた計画の策定等により、事業を継続させていく必要がある。

なお、当市の4下水道事業(公共、特環、農集、林集)は料金形態が統一されているため、下水道使用料の改定にあたっては総合的に判断する。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

公共下水道事業は、市街地の汚水や雨水を収集・排除する施設等の管理を行うものであり、以下の目的をもって運営が行われている。

- 公共用水域の水質保全
- 用排水施設の機能維持
- 周辺環境の改善・水洗化
- 雨水の排除

人口減少や少子高齢化の進行、節水意識の浸透等に伴い使用料収入の減少傾向が続く中、下水道未整備地区の新規整備、過去に整備した施設に係る老朽化対策、近年多発する集中豪雨対策等、多額の投資費用が必要となるなど、今後の下水道事業をとりまく経営環境は大変厳しくなることが予想されます。そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、当該事業に係る経営戦略を策定し、全ての市民に「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。

なお、長期的・効率的に安定した事業運営を図るため、平成32年度には地方公営企業法の適用を行う予定であり、固定資産の適正な管理、経営状況の明確化等に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

計画期間中、倉吉第1、倉吉第2、国府、中江処理分区等の管渠整備を予定している。
平成23年度に、雨水施設である上井雨水排水ポンプ場の長寿命化計画を策定している。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間中、管渠の建設に係る支出を約400,000千円予定している。
汚水施設に係る更新等により、平成30年度より毎年約40,000千円の支出を予定している。
雨水施設に係る長寿命化計画に基づき、上井雨水排水ポンプ場の機械・電気設備の更新を平成30年度まで(平成29年度：113,000千円、平成30年度：198,000千円)予定している。

○流域下水道に関する事項

計画期間中、天神浄化センターに係る負担金約450,000千円の支出を予定している。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を計画期間中予定している。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

平成32年度頃までは、管渠整備に伴う新規接続を見込むため、使用料収入は現状水準を維持するが、それ以降は人口減の影響を受け、逓減すると見込む。
使用料の減少は避けられない状況であるため、汚水処理単価、今後の建設・改築投資等を考慮し、料金改定の検討を行う必要がある。
また地方公営企業法の適用後には、減価償却費等の影響も加味して改めて検討を行う。

○企業債に関する事項

建設事業費に対して、約2分の1の発行を予定している。
天神浄化センターへの負担金支出等のための借入を予定している。
なお、資本費平準化債を発行することにより、投資の平準化・世代間負担の公平化を図っている。

○繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金については、年度ごとの維持管理費等から、繰入基準ごとに積み上げて算出し、収支が均衡しない年度においては基準外繰入として計上しているが、地方公営企業法の適用後に見直しを図り、基準外繰入の軽減に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

職員数は現状を維持するものとする。

○動力費に関する事項

直近の決算額をもとに算出。

○修繕費に関する事項

直近の決算額をもとに算出。

○委託費に関する事項

直近の決算額をもとに算出。

○流域下水道管理運営費負担金に関する事項

直近の決算額をもとに算出。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣団体と情報交換を行い、広域化・共同化・最適化による事業効率の向上が図れないか検討していく
投資の平準化に関する事項	平成30年度にストックマネジメント計画の策定を予定している。 なお、その他取組についても、国の動向を注視しながら検討を行うものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用については、事業の公共性・効率性を考慮し、今後の検討課題とする。
その他の取組	該当なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	汚水処理単価、今後の建設・改築投資等を考慮し、料金改定の検討が必要である。 また、地方公営企業法の適用後には、減価償却費の計上による収支への影響、一般会計基準外繰入金の見直し等を考慮し、改めて使用料体系の見直しを検討する必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っていない。
その他の取組	国庫補助制度の活用、企業債借入、適切な受益者負担金の徴収等により収入を確保する。 なお、企業債の借入にあたっては、将来世代に過重な負担を強いることがないよう、毎年度の償還額を超えない範囲での借入を基本とする。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用については、事業の公共性・効率性を考慮し、今後の検討課題とする。
職員給与費に関する事項	地方公営企業法の適用に併せて組織体制の検討を行い、業務の効率化を図るものとする。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト削減に努める。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	予防修繕を計画的に行う等により、維持管理費削減に努める。
委託費に関する事項	より安価で有効な契約方法を検討し、コスト削減に取り組む。
その他の取組	該当なし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、5年毎を目処に見直し(ローリング)を行う。 なお、現在地方公営企業法の適用移行作業中であり、法適用後に経営戦略の次回更新を行う予定である。
---------------------	--

(単位:千円,%)

区 分		年 度		前々年度	前年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		決 算	決 算 見 込	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算
収益的収入	1	総 収 益 (A)	1,562,329	1,609,687	1,588,407	1,553,756	1,572,347	1,572,324	1,569,271	1,582,868	1,590,482	1,590,870	1,559,773	1,538,727	
	(1)	営 業 収 益 (B)	1,008,503	1,001,482	1,005,014	997,242	1,013,964	1,013,734	997,379	944,945	911,439	879,420	853,849	844,639	
		ア 料 金 収 入	794,661	782,785	785,465	782,814	797,311	797,311	789,338	781,445	773,631	765,895	758,236	750,654	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	213,842	218,697	219,549	214,428	216,653	216,423	208,041	163,500	137,808	113,525	95,613	93,985	
		うち雨水処理負担金	213,812	217,958	218,180	214,390	216,615	216,385	208,003	163,462	137,770	113,487	95,575	93,947	
	(2)	営 業 外 収 益	553,826	608,205	583,393	556,514	558,383	558,590	571,892	637,923	679,043	711,450	705,924	694,088	
		ア 他 会 計 繰 入 金	484,596	542,205	522,793	501,314	508,883	516,590	530,592	598,523	640,843	674,550	670,324	659,188	
		イ そ の 他	69,230	66,000	60,600	55,200	49,500	42,000	41,300	39,400	38,200	36,900	35,600	34,900	
	2	総 費 用 (D)	916,146	922,030	899,239	861,160	842,945	814,179	791,691	770,083	749,848	731,359	714,894	699,160	
	(1)	営 業 費 用	527,070	555,635	560,612	551,597	561,126	561,126	561,126	561,126	561,126	561,126	561,126	561,126	
		ア 職 員 給 与 費	36,371	37,548	38,105	37,029	37,029	37,029	37,029	37,029	37,029	37,029	37,029	37,029	
		イ そ の 他	490,699	518,087	522,507	514,568	524,097	524,097	524,097	524,097	524,097	524,097	524,097	524,097	
		うち退職手当													
(2)	営 業 外 費 用	389,076	366,395	338,627	309,563	281,819	253,053	230,565	208,957	188,722	170,233	153,768	138,034		
	ア 支 払 利 息	349,313	319,457	293,530	270,090	247,241	224,915	202,427	180,819	160,584	142,095	125,630	109,896		
	イ そ の 他	39,763	46,938	45,097	39,473	34,578	28,138	28,138	28,138	28,138	28,138	28,138	28,138		
	うち一時借入利息														
	うち雨水分	47,503	42,882	39,014	34,835	30,703	25,982	21,099	16,725	13,348	10,924	9,676	8,905		
	うち汚水	301,810	276,575	254,516	235,255	216,538	198,933	181,328	164,094	147,236	131,171	115,954	100,991		
	イ そ の 他	39,763	46,938	45,097	39,473	34,578	28,138	28,138	28,138	28,138	28,138	28,138	28,138		
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	646,183	687,657	689,168	692,596	729,402	758,145	777,580	812,785	840,634	859,511	844,879	839,567		
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	1,117,271	1,302,168	1,024,994	989,992	833,917	777,524	754,021	608,565	528,529	399,760	374,315	350,397	
	(1)	地 方 債	733,800	830,870	661,700	579,200	512,800	470,700	479,800	340,100	275,800	166,000	137,400	123,700	
		うち資本費平準化債	418,000	378,200	330,300	287,500	265,200	242,900	241,300	157,700	101,000	44,800	22,000	11,000	
	(2)	他 会 計 補 助 金	218,004	213,303	207,050	215,258	203,813	208,491	192,138	192,444	187,611	194,410	198,217	188,554	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	141,544	242,031	138,500	184,000	107,500	90,000	75,000	70,000	60,000	35,000	35,000	35,000	
	(6)	工 事 負 担 金	23,923	15,964	17,744	11,534	9,804	8,333	7,083	6,021	5,118	4,350	3,698	3,143	
	(7)	そ の 他													
	2	資 本 的 支 出 (G)	1,763,359	1,990,055	1,714,162	1,682,588	1,563,319	1,535,669	1,531,601	1,421,350	1,369,163	1,259,271	1,219,194	1,189,964	
	(1)	建 設 改 良 費	423,294	674,632	450,292	470,118	354,099	321,651	296,387	246,935	229,135	156,435	156,435	156,435	
		うち職員給与費	29,265	30,851	32,234	30,604	30,604	30,604	30,604	30,604	30,604	30,604	30,604	30,604	
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	1,340,065	1,315,423	1,263,870	1,212,470	1,209,220	1,214,018	1,235,214	1,174,415	1,140,028	1,102,836	1,062,759	1,033,529	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 646,088	△ 687,887	△ 689,168	△ 692,596	△ 729,402	△ 758,145	△ 777,580	△ 812,785	△ 840,634	△ 859,511	△ 844,879	△ 839,567		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		95	△ 230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
積 立 金 (K)															
前年度からの繰越金 (L)		135	230												
前年度繰上充用金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		230													
実 質 収 支 黒 字 (P)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
赤 字 (P)-(Q)															

(単位:千円,%)

年 度 区 分	前々年度 決 算	前年度 決 算 見 込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	69	72	73	75	77	78	77	81	84	87	88	89
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	1,008,503	1,001,482	1,005,014	997,242	1,013,964	1,013,734	997,379	944,945	911,439	879,420	853,849	844,639
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	1,008,503	1,001,482	1,005,014	997,242	1,013,964	1,013,734	997,379	944,945	911,439	879,420	853,849	844,639
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	17,062,672	16,578,119	15,975,949	15,342,679	14,646,259	13,902,941	13,147,527	12,313,212	11,448,984	10,512,148	9,586,789	8,676,960

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分	前々年度 決 算	前年度 決 算 見 込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分	698,408	760,163	740,973	715,704	725,498	732,975	738,595	761,985	778,613	788,037	765,899	753,135
うち基準内繰入金	698,127	759,948	734,893	715,489	725,283	732,760	738,380	761,770	778,398	787,822	765,684	752,920
うち基準外繰入金	281	215	6,080	215	215	215	215	215	215	215	215	215
資本的収支分	218,004	213,303	207,050	215,258	203,813	208,491	192,138	192,444	187,611	194,410	198,217	188,554
うち基準内繰入金	186,420	180,611	174,358	182,566	171,121	175,799	159,446	159,752	154,919	161,718	165,525	155,862
うち基準外繰入金	31,584	32,692	32,692	32,692	32,692	32,692	32,692	32,692	32,692	32,692	32,692	32,692
合 計	916,412	973,466	948,023	930,962	929,311	941,466	930,733	954,429	966,224	982,447	964,116	941,689